日刊 動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合
〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話（鉄電） 千葉 2935・2936番
（公） 043（222）7207番

93.1.26 No.3729

運転取り扱いの原則を放棄

口時刻変更を口頭で指示口

1/20申13号団交

安全より列車運行を優先させる

この間、千葉支社管内における列車の運行管理を行なっている輸送指令が規定を無視した指示を行なっている。

とりわけ問題なのは、JR移行後「指令」の権限を強化し、「指令に従え」となっていることである。

それでなくとも現在のJR体制は、上司の命令に「黙って従え」という対応が横行し、鉄道輸送でいちばん大切な安全という基本を忘れ、本来業務を重視しなくなっている体質に問題があるのだ。

動労千葉は、運転保安を確立する立場から、この間発生した問題について申し入れを行い、一月二〇日、団体交渉を行なった。

運転通告券なしで、停車列車を「通過せよ。」と指示。

昨年一二月八日、千葉支社輸送指令は、新小岩機関区担当の五九八四列車（千葉駅停車）の運転士に対し、蘇我駅の信号係を通じて「列車が遅れているので千葉駅を通過するように」と口頭で指示した。

列車の運行にあたっては、「運転取り扱い心得え」によってそれぞれの扱いが定められ、安全が確保されている。この規程により、列車の時刻や取り扱いを変更する場合は、「運転通告券を発行し、正確を期さなければならない。」と定められている。

「千葉駅を通過するよう」指示された運転士は、「運転通告券がなければ通過出来ない。」と主張し、通告券の発行を要求したため、発車できず、止むを得ず指令は、所定の時刻表どおりに「千葉駅停車」を行なったのである。

事実は認めながらも言い訳だけの回答

千葉支社の回答は、

武蔵野線での集中豪雨に伴って、貨物列車が大幅に遅れたため、当該列車の蘇我駅の発車時刻の打ち合せの際に千葉駅の通過を指示したが、その後、関係箇所と打ち合せを行い、所定扱いとする旨を指示した。

という回答であり、「間違った指示をしたことは遺憾であり、事故にならなくて良かった」という認識がまったくない所に問題があるのである。

構内の線路見習いも無しに、入換業務を指示

昨年一一月一五日、木更津駅において、館山運転区担当の二一六二M列車の運転士に対し、指令は、列車の運行を変更し、構内の入換作業を指示した。

館山運転区の運転士は通常、木更津駅構内の入換作業を担当することなく、線路見習いさえ行なっていないのである。にもかかわらず指令は、入換信号機が数機もあるふくそうした構内の運転を指示したのである。

当該運転士が、「構内は解らず入換作業は出来ない」と主張したのに対して、指令は「駅員が添乗するから」として「入れ換え作業を行なえ」指示したのである。

指令の感覚は、列車運行の確保だけが先行し、安全が確保されるのかという配慮が全くないのであり、こうしたことが発生しているのだ。

特に、千葉支社運輸部のやり方は、「実施訓練」と称して、気動車しか運転出来ない運転士に電車の運転をさせるという無資格運転に始まり、緩行線だけを運転する習志野運輸区の運転士を、成田線において「信号機の異常現示の場合の取り扱い」の実施訓練として、千葉駅から鹿島線まで運転させるような計画を平然と立て、何らの疑問が起きないのである。

事故が起きれば、現場労働者だけに責任を負わせる体質と、組合差別による労務対策だけに奔走している結果が現在の指令に表れているのである。

われわれは、安全対策を求めて自らの闘いによって運転保安を確立していかなければならない。

動労千葉申第13号（申入書）に対する回答及び見解　　1月20日 千葉支社

1　12月8日、新小岩機関区担当の5984列車（千葉駅0番線停止列車）運転士に対し、運転通告券を発行せずに、蘇我駅信号係を通じて「停止せず通過せよ」という、運転取扱心得に違反した指示が行なわれたことについて、その経過および見解を明らかにすること。

12月8日、武蔵野線において集中豪雨に伴う保安装置故障の影響により、千葉支社内に到着する貨物列車に大幅な遅延が生じたため、当該貨物列車の蘇我駅の発車時刻を同駅と打合せの際、千葉駅を停車のところ通過指示をしたが、その後、指令が関係箇所と打合せを行い所定扱い（停車）とする旨の指示をしたものである。

2　11月15日、木更津駅において、2162M列車に対し、当該運転士が再三にわたって、「木更津駅で入換をやったことはない。構内は全くわからない」と主張したにもかかわらず、指令が、入換作業を指示したことは、運転取扱上問題があると考えるが、見解を明らかにされたい。

2162Mの木更津駅での入換作業については、当日、踏切障害事故に伴う列車運転整理において行ったものであり、当該運転士からの申告により、同駅社員に添乗誘導の指示をし、入換作業を行ったものである。

3　この間、再三にわたる申し入れと団体交渉による「再教育を行う」旨の回答にもかかわらず、列車指令の不適切な指示・運転取扱上の問題点が多発していることについて、見解を明らかにすること。

毎月、計画的に実施している指令独自の勉強会及び個人指導を行い、規程類、異常時の取扱い及び指示伝達等の研さんに務め、指令員のレベルアップを図っているところである。

当面のスケジュール

- 2月3日10時～千葉地労委 九〇・三スト支配介入事件
- 2月7日13時～千葉市社会センター 家族会総会
- 2月9日10時～東京高裁 八五・二一才一波スト解雇公判
- 2月11日13時～東京宮下公園 反戦共同行動委統一行動
- 2月13日13時～千葉市民会館 才二九回定期委員会
- 2月15日10時30分～地労委 清算事業団本務配属差別事件
- 2月16日15時～東京高裁 清算事業団JR不採用事件